

台灣出願案内

特許・実用新案登録・意匠登録



台灣國際專利法律事務所

事務所:

台灣 台北市 104
南京東路二段125号
偉成大樓 7 楼

Tel: 886-2-2507-2811

Fax: 886-2-2508-3711

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション
新宿御苑前 第二506号

Tel: 03-3354-3033

Fax: 03-3354-3010

TIPLo Attorneys-at-Law

A/so Taiwan International Patent & Law Office

7Fl, No. 125, Nanking East Rd. Sec. 2,

Taipei, Taiwan P. O. BOX 39-243

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Http: [//www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

台湾特許、実用新案登録及び意匠登録

出願案内

一、出願の手続き

1、必要書類

特許、実用新案登録

- (1) 明細書、特許請求の範囲及び図面（明細書の言語について台湾用中国語以外の言語の場合、次の外国語の明細書のみが認められる：英語、日本語、韓国語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、アラビア語及び中国語簡体字）。外国語明細書で出願した場合、その中文翻訳文を出願日より最長6ヶ月以内に補完する。
- (2) 優先権証明書（最先の優先日より16ヶ月以内に補完する）（優先権を主張しない場合は不要）。
- (3) 委任状（出願日より最長6ヶ月以内に補完する）。

意匠登録

- (1) 六面図（正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図、底面図）及び斜視図。
 - (2) 優先権証明書（優先日より10ヶ月以内に補完する）（優先権を主張しない場合は不要）。
 - (3) 委任状（出願日より最長6ヶ月以内に補完する）。
- *部分意匠出願は可能。

2、必要情報

- (1) 出願人の氏名、住所の英語表記。
- (2) 出願人の代表者氏名の英語表記（出願人が自然人の場合は不要）。
- (3) 発明者の氏名の英語表記。
- (4) 出願人及び発明者の国籍（出願後の補完は可能）。
- (5) 優先権主張の基礎出願の出願番号、出願日、出願国。

3、出願手続きの流れ

- (1) 上記書類及び情報を、ご要望の出願期限の3週間前までに弊所に到達するようにご送付ください。
- (2) 外国語明細書にてご指定の期限までに出願し、出願日及び優先日を確保します。出願手続きを行った日に出願完了をご依頼人に報告いたします。
- (3) 出願日より4ヶ月、必要に応じて更に2ヶ月を延期して出願日より計6ヶ月以内に中国語翻訳文を提出します。提出当日に控えをご依頼人に送付いたします。
- (4) 出願に関する費用の請求：
中国語翻訳文の提出日に、出願費と翻訳費を併せて請求させていただきます。尚、費用請求のタイミングにつきましてご要望があれば、できる限り対応させていただきます。

4、留意事項

- (1) **パリ条約に基づく優先権主張を伴う出願の期限**
 - ・ 特許出願、実用新案登録出願：最先の優先日より1年以内に出願しなければなりません。
 - ・ 意匠登録出願：最先の優先日より6ヶ月以内に出願しなければなりません。
- (2) **PCT 出願に基づく優先権主張は可能**
 - ・ 台湾はPCT条約に加盟しておりませんが、PCT出願に基づいて優先権を主張して台湾で出願することは可能です。
 - ・ 優先権主張が可能である期間：PCT出願の出願日より1年以内。
- (3) **優先権証明書の提出期限**
 - ・ 特許出願、実用新案登録出願：最先の優先日より16ヶ月以内。
 - a) 優先権主張の基礎出願が日本出願の場合、紙媒体の優先権証明書の代わりにアクセスコードを提出することが可能です。優先権主張の基礎出願が韓国出願の場合、優先権証明書又はアクセスコードの提出は不要。
 - b) PCT出願を優先権主張の基礎とする場合、アクセスコードの提出は不可です。
 - ・ 意匠登録出願：最先の優先日より10ヶ月以内。

a) アクセスコードは適用されません。

(4) 委任状の提出期限

委任状の提出期限は出願日より4ヶ月であり、必要に応じて延長請求により更に2ヶ月間を延期できます。

(5) 新規性喪失の例外規定の適用

・適用できる事情——

- a) 出願人の行為に起因して公開されたもの。
- b) 出願人の意に反して公開されたもの。

・適用に必要な条件——

- a) 特許出願、実用新案登録出願：公開日より12ヶ月以内に出願する。
- b) 意匠登録出願：公開日より6ヶ月以内に出願する。

(6) 生物材料の寄託

生物材料を寄託すべき出願について次の規定に従って手続きを行う必要があります。

- a) 台湾で出願する前に台湾国内の寄託機関に寄託しなければなりません。
- b) 台湾出願の前に台湾特許庁の認可した外国寄託機関に寄託した場合、上記のa)の限りではなく、台湾出願後、台湾国内の寄託機関に寄託することが可能です。
- c) 寄託証明書を出願日より4ヶ月（優先権主張を伴う出願の場合、最先の優先日より16ヶ月）以内に提出しなければなりません。

二、特許査定後の手続き

1、特許料の納付

- (1) 拒絶理由がなければ審査官から特許査定書が発行され、特許査定書送達日の翌日より3ヶ月以内に証書料及び第1年分年金を納付した後、特許公報に公告され、特許権はこの公告日より発生することとなります。

- (2) 特許料を納付すべき期限内に証書料及び第1年分年金を納付しなかった場合、特許権は付与されません。

2、特許査定後の分割

(1) 特許出願：分割可

初審査の段階において特許査定を受けた場合、特許査定書の送達日の翌日より30日以内に分割出願を行うことが可能です。

但し、再審査の段階において特許査定を受けた後の分割出願は不可です。

(2) 実用新案、意匠出願：分割不可

特許査定後の分割出願は特許出願に限って行うことができ、実用新案及び意匠出願には適用されません。



台灣國際專利法律事務所

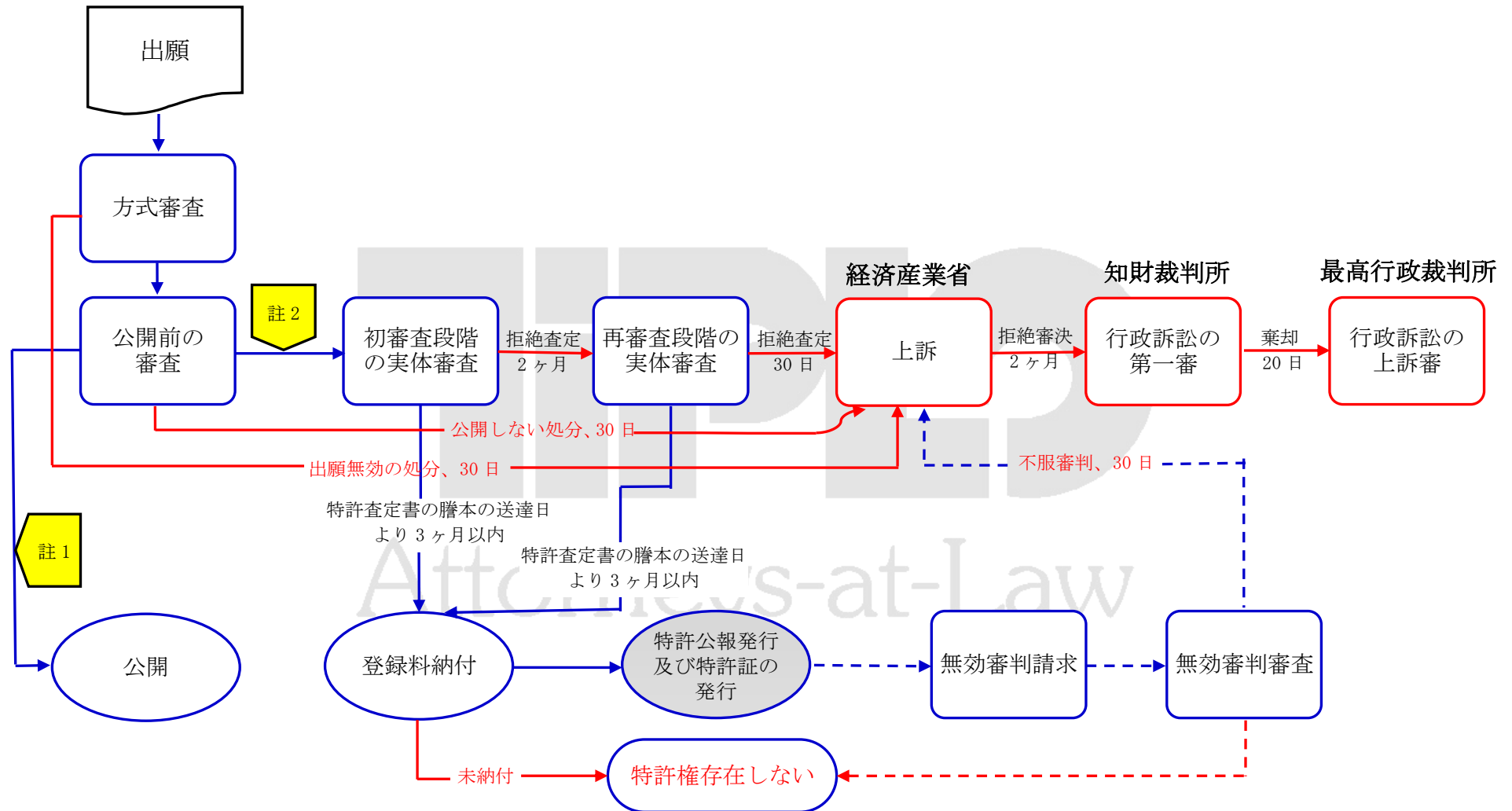
事務所：

台灣 台北市 104
南京東路二段125号
偉成大樓7樓
Tel: 886-2-2507-2811
Fax: 886-2-2508-3711

東京連絡所：

東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション
新宿御苑前 第二506号
Tel: 03-3354-3033
Fax: 03-3354-3010

特許出願の審査及び 行政救済に関するフローチャート



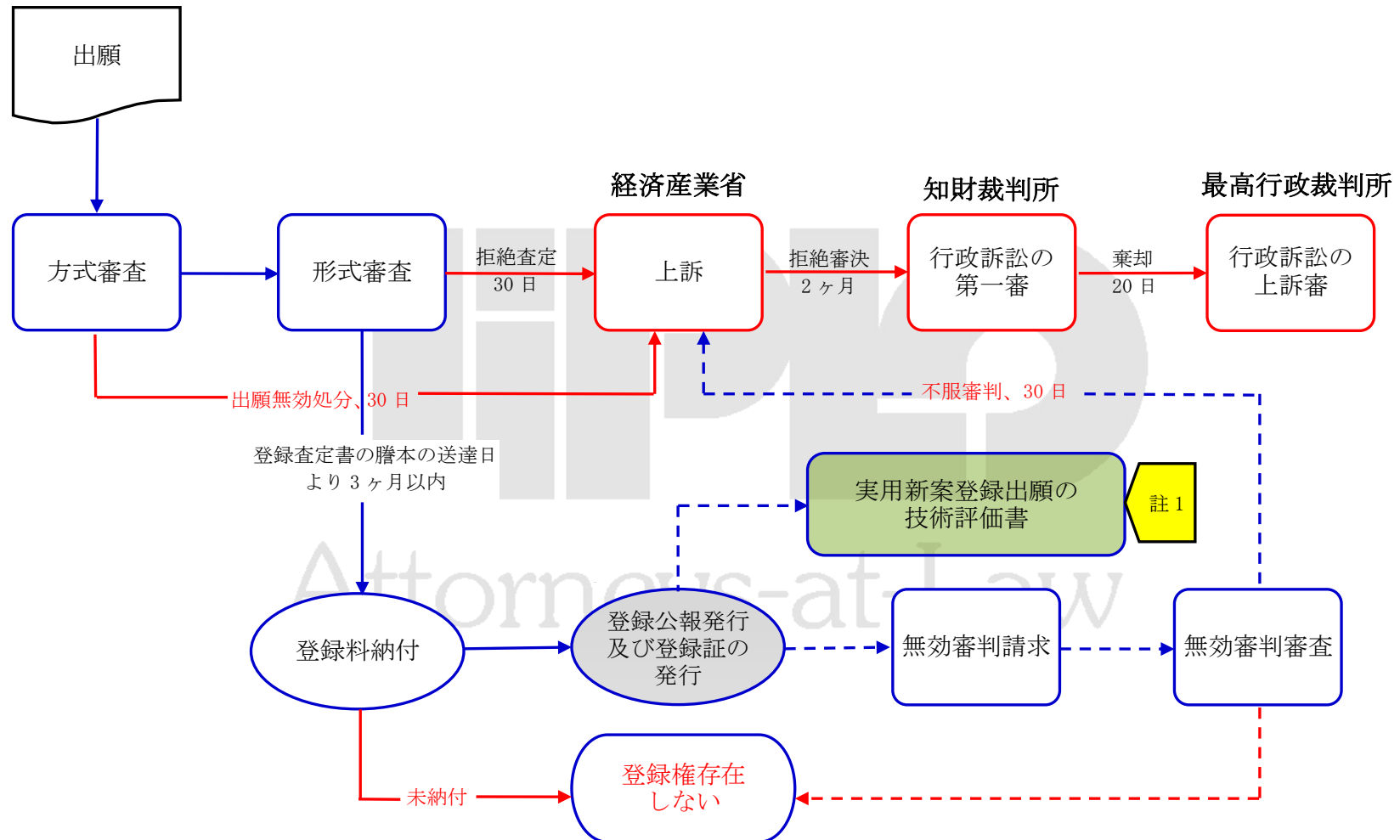
註 1 : 特許出願について、審査を経て、特許法に違反するものがなく、且つ公開しない事情がない場合、出願日（優先権を伴う出願の場合
は一番先の優先日の翌日）より 18 ヶ月を経過した後、公開されます。

註 2 : 特許出願について、出願日より 3 年以内、何者も実体審査を請求でき、それによって審査が始まります。

Resource: Taiwan Intellectual Property Office at: <http://www.tipo.gov.tw/public/Data/4910820171.pdf>

※ If you have any further questions or need more detailed information, please contact with us via email at: tiplo@tiplo.com.tw

実用新案登録出願の審査及び 行政救済に関するフローチャート

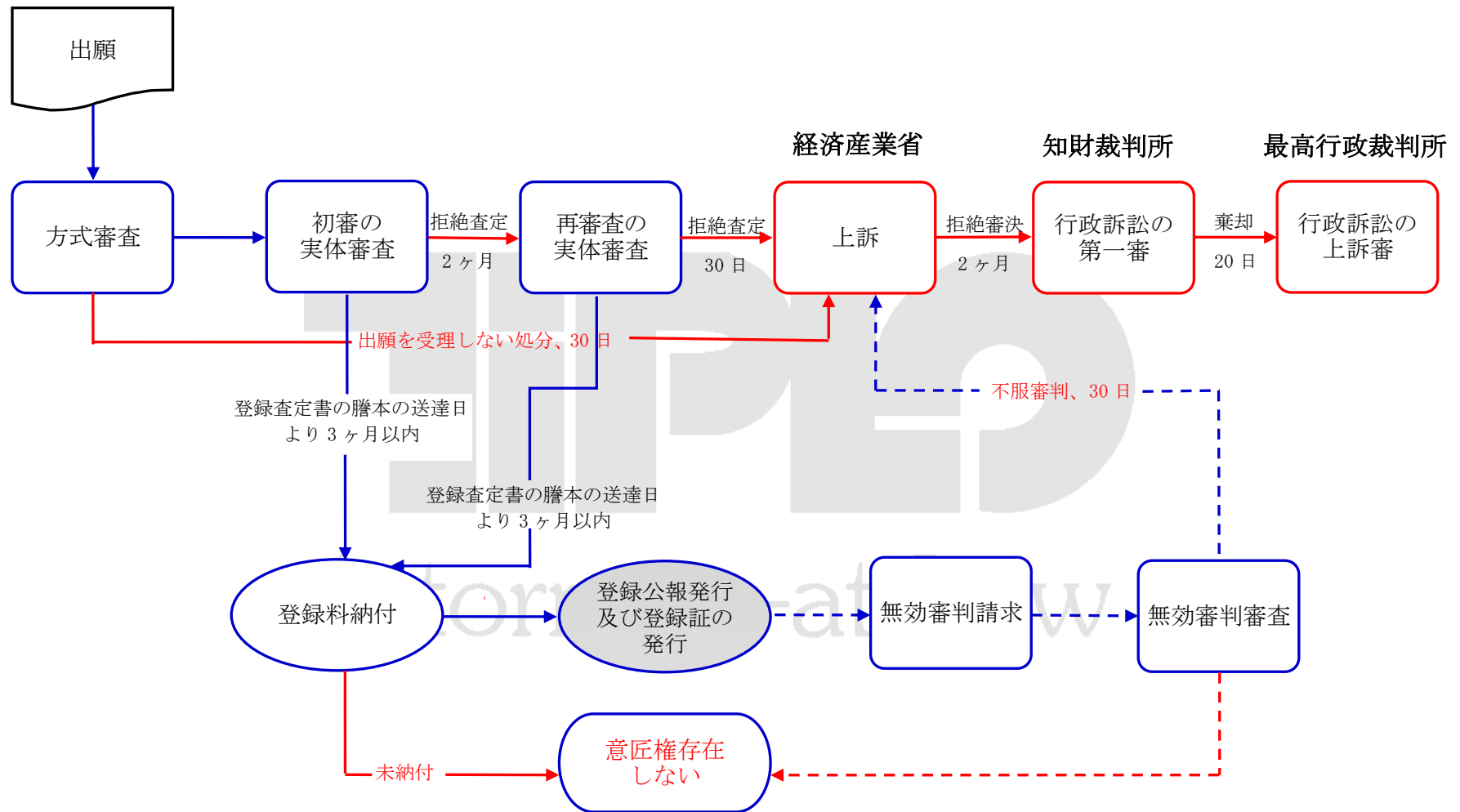


註1: 実用新案登録出願は登録公告された後、何者で技術評価書を申請することができる。

Resource: Taiwan Intellectual Property Office at: <http://www.tipo.gov.tw/public/Data/4910820171.pdf>

※ If you have any further questions or need more detailed information, please contact with us via email at: tiplo@tiplo.com.tw

意匠出願の審査及び 行政救済に関するフローチャート



Resource: Taiwan Intellectual Property Office at: <http://www.tipo.gov.tw/public/Data/4910820171.pdf>
 ※ If you have any further questions or need more detailed information, please contact with us via email at: tiplo@tiplo.com.tw